防衛大学校陸上競技部部則

一、この部は、陸上競技の各種目における活動を通じて身を鍛え、部員の品性の陶冶体力の増進及び部員相互の親睦を図り、もって本大学校教育の完成に資することを目的とする。

二、この部は、部の目的を達成するために次の活動を行う。

(一) 部会及び役員会の開催
(二) 各種試合及び行事の計画並びに参加
(三) 練習
(四) 部誌及び部員名簿の発行並びにOB会との連絡
(五) 陸上競技場及び附随施設の管理運営
(六) その他役員会で決めた事

三、この部は、部員、部長、監督及び顧問をもって構成する。必要に応じて副部長を置くことができる。

顧問は部長を補佐し、部の活動を指導する。

又、部に関する諸務の円滑な運営に資するため相互の連絡調整並びに必要な助言及び援助を行なう。

四、部会は部の最高決議機関であり、部の基本運営方針等を決定する。

五、Ⅰ 主将は、部の最高執行者で、部長、監督、顧問等の指導を受けて部員を掌握し、部運営を統轄し、部の目的の達成を期する。

Ⅱ 主務は、主将を補佐し、部務を掌握し、次の職務を行なう。

(一) 部の活動計画の作成及び諸手続
(二) 各種試合及び行事に関する記録及び部員名簿の整理保管
(三) 関係諸団体との連絡及び部外との渉外
(四) 部の施設、用具等の維持管理
(五) その他部の庶務に関する事項

Ⅲ 会計は、以下の職務を行なう。

(一) 校友会予算に関する事項
(二) 部費の徴集及び会計簿冊の記録整理
(三) 部の予算の出納に関する事項
(四) 会計報告に関する事項
(五) その他主将が特に命じた事項

六、部員で次の各項に該当する場合は、部会の決議により、部長が該当部員を除名することがある。

(一) 部の名誉を損し、部則に著しく違反する行為のあった場合
(二) 日常の活動、部会及び行事において無断欠席が長期間にあった場合

七、部活動においては、常に計画的かつ合理的な練習を実施し危害防止に努めなければならない。

部活動において、役員及び部員は、「安全点検」による安全確認を常に実施するものとする。

八、部員は、毎月定められた額の部費を納入するものとする。

九、部則の改正は、役員会で審議し、部会の議決を経て部長の承認を得なければならない。

十、この部則は、昭和五十三年一月一日より施行する。